

議員提出議案第4号

東京一極集中の是正に向けた抜本的な改善策を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提案理由を付け提出します。

令和7年3月24日

富山県議会議長 山 本 徹 殿

提出者	富山県議会議員
	五十嵐 務
	川 島 国
	火 爪 弘 子
	武 田 慎 一
	永 森 直 人
	岡 崎 信 也
	藤 井 大 輔
	瀬 川 侑 希
	澤 崎 豊
	庄 司 昌 弘
	佐 藤 則 寿

令和 7 年 3 月 24 日

提 出 先

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣 あて

総 務 大 臣

財 務 大 臣

行政改革担当大臣

内閣府特命担当大臣(防災)

防災庁設置準備担当大臣

内閣府特命担当大臣(地方創生)

内 閣 官 房 長 官

富山県議会議長 山 本 徹

東京一極集中の是正に向けた抜本的な改善策を求める意見書

国全体での人口減少が今後も予測される中、総務省が公表した2024年の人口移動報告によれば、東京都への転入超過が3年連続で拡大する一方、本県を含む40道府県が転出超過となるなど、東京一極集中が加速している現状が浮き彫りとなった。

地方でも住民が持続可能な安定した暮らしを営み、全国どこでも同じ行政サービスを受けるために、全ての地方自治体が、十分な収入を確保できる税制の改革を断行するとともに、企業・大学の地方移転を促す制度の抜本的な強化が必要である。

さらに、本県では、防災庁を軸に、政府関係機関の県内誘致に取り組むこととしているが、まずは国が一步前に出て、中央官公庁の地方分散に積極的に取り組むべきである。

地方も率先して、地方創生、とりわけ人口減少への対応に取り組む覚悟であるが、国会及び政府におかれては、「地方こそ成長の主役」との考え方のもと、「地方創生2.0」を最重要課題の一つと位置づけていと認識しており、東京一極集中の是正に向けて、抜本的な改善策を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提 案 理 由

東京都への転入超過が3年連続で拡大する一方、本県を含む40道府県が転出超過となるなど、東京一極集中が加速している現状が浮き彫りとなった。

全ての地方自治体が、十分な収入を確保できる税制の改革を断行するとともに、企業・大学の地方移転を促す制度の抜本的な強化が必要である。

本県では、防災庁を軸に、政府関係機関の県内誘致に取り組むこととしているが、まずは国が一步前に出て、中央官公庁の地方分散に積極的に取り組むべきである。

よって、「地方こそ成長の主役」との考え方のもと、東京一極集中の是正に向けて、抜本的な改善策を講じるよう強く要望するものである。

議員提出議案第5号

若者の政治参加を促進する改革を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提案理由を付け提出します。

令和7年3月24日

富山県議会議長 山 本 徹 殿

提出者	富山県議会議員
	五十嵐 務
	川 島 国
	火 爪 弘 子
	武 田 慎 一
	永 森 直 人
	岡 崎 信 也
	藤 井 大 輔
	瀬 川 侑 希
	澤 崎 豊
	庄 司 昌 弘
	佐 藤 則 寿

令和 7 年 3 月 24 日

提 出 先

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣 あて

総 務 大 臣

内 閣 官 房 長 官

富山県議会議長 山 本 徹

若者の政治参加を促進する改革を求める意見書

我が国の被選挙権年齢は、公職選挙法により衆議院議員・地方議会議員については満 25 歳以上、また参議院議員については満 30 歳以上と規定されている。この被選挙権について、最高裁判所においては、被選挙権は選挙権と表裏一体の関係にある重要な権利であり、被選挙権（立候補の自由）は「憲法第 15 条 1 項の趣旨に照らし、基本的人権の一つとして、憲法の保障する重要な権利である」（最大判昭和 43 年 12 月 4 日）との見解が示されている。

我が国では、成人年齢および選挙権年齢である満 18 歳になると、親の同意なしに会社を設立し代表取締役役に就任することが可能となり、また裁判員や検察審査員として重大な刑事事件等にも関与することが出来るにも拘らず、被選挙権年齢は満 25 歳以上となっているのが現状である。

このような中、全国町村議会議長会からは、近年の議員選挙において無投票・定数割れが増加していることから、被選挙権年齢引き下げ等の対策が求められている。

よって、国会及び政府におかれては、様々な権利が得られると同時に相応の義務を負うことになる成人年齢との均衡や、選挙権年齢と被選挙権年齢を一致させている国際的な潮流を踏まえ、被選挙権年齢を引き下げるとともに、若者の政治参画を促進するため、若者団体の活動継続に必要な支援のあり方等について改革を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

提 案 理 由

我が国では、成人年齢および選挙権年齢が満18歳、被選挙権年齢は満25歳以上となっているのが現状である。

全国町村議会議長会からは、近年の議員選挙において無投票・定数割れが増加していることから、被選挙権年齢引き下げ等の対策が求められている。

よって、様々な権利が得られると同時に相応の義務を負うことになる成人年齢との均衡などを踏まえ、被選挙権年齢を引き下げるとともに、若者の政治参画を促進するため、若者団体の活動継続に必要な支援のあり方等について改革を行うよう強く要望するものである。

議員提出議案第 6 号

脳脊髄液漏出症患者救済に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提案理由を付け提出します。

令和 7 年 3 月 24 日

富山県議会議長 山 本 徹 殿

提出者	富山県議会議員
	五十嵐 務
	川 島 国
	火 爪 弘 子
	武 田 慎 一
	永 森 直 人
	岡 崎 信 也
	藤 井 大 輔
	瀬 川 侑 希
	澤 崎 豊
	庄 司 昌 弘
	佐 藤 則 寿

令和 7 年 3 月 24 日

提 出 先
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あて
総 務 大 臣
財 務 大 臣
国 土 交 通 大 臣
内 閣 官 房 長 官

富山県議会議長 山 本 徹

脳脊髄液漏出症患者救済に関する意見書

脳脊髄液漏出症（減少症）は、交通事故などで硬膜から髄液が漏れ出すことにより頭痛や頸部痛、めまいなどの様々な症状が生じるとされ、本県のホームページにも、平成 28 年から、脳脊髄液漏出症（関連学会の定めた診断基準において確実又は確定された者）に対する硬膜外自家血注入療法（ブラッドパッチ療法）が保険導入されたことや県内の診療可能な医療機関などの様々な情報提供がなされているところである。

しかし、この疾患の認知度は依然として低く、交通事故などにより罹患期間が長くなることで症状が治りにくくなり後遺症がおのずと出てしまうケースがある中、後遺障害等級が、労災保険では 12 級以上の認定がある一方で、自賠責保険制度では適切に認定されず、多くの患者が救済されていないとの報告がある。

海外では、より客観的・専門的に、法医学の知見も取り入れながら、被害者にとっても納得できる、中立・公正な後遺障害の等級認定システムが構築されている例もある。

よって、国会及び政府におかれては、公平性や透明性を確保するため、下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 自賠責保険の脳脊髄液漏出症に関する後遺障害等級の認定手続として、高次脳機能障害（自賠責保険高次脳機能障害認定システム）と同様に、専門医による認定システム（脳脊髄液漏出症認定システム）の仕組みを設置すること。
- 2 被害者やその代理人及び裁判所等が開示を求めた場合、自賠責保険において後遺障害等級認定を審査した際の根拠資料について、労災保険と同様に、開示される制度とすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

提 案 理 由

脳脊髄液漏出症の認知度は依然として低く、後遺障害等級が、労災保険では12級以上の認定がある一方で、自賠責保険制度では適切に認定されず、多くの患者が救済されていないとの報告がある。

よって、自賠責保険の脳脊髄液漏出症に関する後遺障害等級の認定手続として、専門医による認定システムの仕組みを設置するとともに、自賠責保険において後遺障害等級認定を審査した際の根拠資料について、労災保険と同様に、開示される制度とするための適切な措置を講ずるよう強く要望するものである。

議員提出議案第 7 号

旧姓の通称使用の更なる拡充及び運用の徹底を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提案理由を付け提出します。

令和 7 年 3 月 24 日

富山県議会議長 山 本 徹 殿

提出者	富山県議会議員
	五十嵐 務
	川 島 国
	中 川 忠 昭
	武 田 慎 一
	永 森 直 人
	亀 山 彰
	藤 井 大 輔
	瀬 川 侑 希
	澤 崎 豊
	庄 司 昌 弘
	尾 山 謙二郎

令和 7 年 3 月 24 日

提 出 先

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣 あて

総 務 大 臣

法 務 大 臣

内閣府特命担当大臣(男女共同参画)

内 閣 官 房 長 官

富山県議会議長 山 本 徹

旧姓の通称使用の更なる拡充及び運用の徹底を求める意見書

現行の民法によると、婚姻に際しては両性のうち、どちらかがその姓を変更する必要がある、そのため婚姻以前の姓を引き続き使用できないことで生活に支障があるとの議論がある。

これまで政府は通称使用の拡充を図ってきているが、旧姓の併記が可能な主な制度としては、住民票・マイナンバーカードや運転免許証、パスポート、不動産登記、商業・法人登記、特許庁関係手続などに留まっている上、個別の法令改正によるものであり、統一的な対応となっていない。また、一部金融機関等では通称使用制度があっても、運用がスムーズに行われていない等の課題がある。

政府は旧姓の通称使用に関する事項について国民の不利益を解消するよう、社会実態に適合した統一的な対応が求められている。

よって、国会及び政府におかれては、旧姓の通称使用に対する国民の理解を深め併せてその使用拡大に一層取り組むとともに、分断を生み出すことのないよう、その運用が徹底されることを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

提 案 理 由

これまで政府は通称使用の拡充を図ってきているが、個別の法令改正によるものであり、統一的な対応となっていない。また、一部金融機関等では通称使用制度があっても、運用がスムーズに行われていない等の課題がある。

政府は旧姓の通称使用に関する事項について国民の不利益を解消するよう、社会実態に適合した統一的な対応が求められている。

よって、旧姓の通称使用拡大に一層取り組むとともに、分断を生み出すことのないよう、その運用が徹底されることを強く要望するものである。

議員提出議案第8号

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提案理由を付け提出します。

令和7年3月24日

富山県議会議長 山 本 徹 殿

提出者 富山県議会議員
菅 沢 裕 明
火 爪 弘 子
井加田 ま り
岡 崎 信 也
佐 藤 則 寿

令和 7 年 3 月 24 日

提 出 先
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あて
法 務 大 臣
内 閣 官 房 長 官

富山県議会議長 山 本 徹

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書

法律で夫婦同姓を義務付けている国は日本だけであるにもかかわらず（政府答弁）、平成 8 年に法制審議会が選択的夫婦別姓制度の導入を含む民法改正を答申してから 29 年が経過しても、いまだ法改正の見通しは立っていない。

最高裁判所は、平成 27 年 12 月の判決に続き、令和 3 年 6 月の決定で、選択的夫婦別姓を含めた制度のあり方は、「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならないというべきである」と判示した。最高裁判所が二度にわたり、国会での議論を求めていることを重く受け止めなければならない。

このような中、婚姻で改姓する 95%が女性という現状は、女性の活躍を阻んでおり、改姓によってこれまで築き上げたキャリアに分断が生じる例や、夫婦別姓が認められないために結婚を諦める例、旧姓の通称使用では海外で通用しないことや銀行口座が作れない場合があるなど、様々な不利益を被っている人が一定数いることも事実であり、経団連は、令和 6 年 6 月、夫婦別姓を認めない現行の制度は、企業にとってもビジネス上のリスクになり得るなどとして、政府に選択的夫婦別姓制度の導入を早期に行うよう提言を行っている。

さらに、家族の多様化が進む中、旧姓を通称使用する人や事実婚を選択するカップルも少なくなく、多数のメディアにおいて報道されるなど国民から高い関心が寄せられており、今後の国における議論が注目されている。

よって、国会及び政府におかれては、選択的夫婦別姓制度の早期法制化に向け、家族の一体感や戸籍制度などを守ることとの両立を図りつつ、より積極的な議論を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

提 案 理 由

婚姻で改姓する95%が女性という現状の中で、様々な不利益を被っている人が一定数いることは事実である。

さらに、旧姓を通称使用する人や事実婚を選択するカップルも少なくなく、多数のメディアにおいて報道されるなど国民から高い関心が寄せられており、今後の国における議論が注目されている。

よって、選択的夫婦別姓制度の早期法制化に向け、より積極的な議論を行うよう強く求めるものである。